

地域生活支援拠点の諸機能に係る既存施策との関係

機 能	既存施策		追 加 (地域生活支援拠点として整備)	予算措置の可否・内容	
	障害福祉サービス等	地域生活支援事業			
居住支援	施設入所支援 共同生活援助 (グループホーム)	福祉ホーム運営事業			
相談	計画相談支援 (特定相談支援事業所) 地域移行支援・地域定着支援 (一般相談支援事業所)	基幹相談支援センター事業 委託相談支援事業	24時間対応可能な相談支援体制	○	相談対応に係る体制整備
緊急時の受け入れ	短期入所	日中一時支援 障害者虐待防止事業(一時保護のための居室の確保等)	24時間対応可能な緊急時の受入体制	○	一時受入できる場(短期入所先等)の確保
体験の場・機会	共同生活援助 (体験利用) 日中活動系事業所 (体験利用) 地域移行支援 (体験宿泊)	知的障害者生活自立訓練事業 (本市単独事業としても実施)			
地域の体制づくり		基幹相談支援センター事業(地域部会の運営)	コーディネート機能 障害福祉サービス事業者との連絡体制	○	コーディネーターの配置
専門性		基幹相談支援センター事業(研修会の開催)	医療機関との連携による重度心身障害者への支援 相談支援専門員のスキルアップ	○	各種研修の実施